

令和 7 年 第 4 回

雫石町農業委員会総会  
会 議 録

令和 7 年 4 月 22 日 開催

雫石町農業委員会

## 令和7年第4回雫石町農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和7年4月22日(火) 午後2時00分

2 開催場所 雫石町役場大会議室

### 3 出席した委員

#### 農業委員

1番 藤村 正彦  
2番 晴山 英俊  
4番 高橋 浩之  
6番 坂下 千枝子  
8番 川口 英敏  
9番 八丁野 よし子  
10番 松本 光正  
11番 黒沢 菜穂子

#### 農地利用最適化推進委員

雫石 木村 正美  
雫石 横手 克文  
雫石 小谷地 昇  
御所 吉田 光彦  
御所 米澤 晃  
御所 新田 善男  
御所 高橋 大和  
西山 滝澤 美紗子  
西山 荒塚 秀則  
西山 袖林 一  
御明神 小志戸前 健一  
御明神 南野 仁  
御明神 新田 華織  
御明神 下川原 幸宏

### 4 欠席した委員

農業委員 3番 山崎 忍 5番 砂壁 純也 7番 前 茂見  
推進委員 雫石 階 保 西山 柿木 一明 西山 山本 長栄  
御明神 松ノ木 奈々子

### 5 議事

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について  
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による届出について  
報告第3号 農地の現状変更に関する届出について  
議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について  
議案第2号 農用地利用集積等促進計画の案に対する意見決定について  
議案第3号 適用外証明願に対する可否決定について

### 6 職務のため出席した職員

局長 太田 弘幸 係長 松ノ木 拓也 主任 上和野 恵太

開会時間 午後2時00分

議長 ただいまから、令和7年第4回雫石町農業委員会総会を開会いたします。  
本日の出席委員は農業委員8名、推進委員14名、計22名です。  
雫石町農業委員会規則第11条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので本総会は成立いたします。  
始めに、会務報告を事務局よりお願いいたします。

太田局長 (資料に基づき説明)

議長 事務局より報告がありましたが、確認したいことなどございませんか。

委員 (なし)

議長 なければ会務報告を終わります。それでは、本日の議事に入ります。  
会議録署名人と書記の指名について、雫石町農業委員会規則第13条の規定により当職から指名することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声

議長 異議なしと認め、会議録署名人には6番、坂下千枝子委員、8番、川口英敏委員、書記には事務局の松ノ木係長、上和野主任を指名いたします。  
次に報告第1号～第3号を行います。事務局の説明を求めます。

松ノ木係長 それでは、報告第1号から第3号について説明いたします。なお、説明は要点のみとしますのでご了承願います。  
3ページをご覧願います。

報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」、表のとおり4件提出があり、すべて相続により農地の権利を取得したものです。

4ページをご覧願います。

報告第2号「農地法第18条第6項の規定による届け出について」表のとおり11件提出がありました。

番号1～3、9は解約し農用地利用集積等促進計画による貸借をするためです。関連する案件をこのあと議案第2号で、ご審議いただきます。

番号4～5、8は解約し第三者と貸借するためです。関連する案件をこのあと議案第2号で、ご審議いただきます。

番号6～7は労働力不足のため解約するものです。

番号10～11は生産条件不良のため解約するものです。

11ページをご覧願います。

報告第3号「農地の現状変更に関する届け出について」、表のとおり2件提出がありました。

番号1、届出人、〇〇。田3筆、面積計7,934㎡。変更の目的及び理由は、畦畔

を除去し、作業区画を整備することで作業効率を良くするためです。

場所は参考資料の1ページにあります『現状変更：〇〇』となっているところで、位置は参考資料の3～4ページにありますように、〇〇へ約〇〇mに位置する場所です。

現地を確認したところ、5ページにありますように、申請地は水田が畦畔で区切られていることを確認しております。

1枚の大きな圃場に整備する計画であり、完了後は水稻を作付けする計画ですので、周辺農地や道路への影響は無いと考えます。

番号2、届出人、〇〇。田1筆、面積4,641㎡のうち372.9㎡。変更の目的及び理由は、切土して現状の水田と高さを合わせることで作業効率を良くするためです。

場所は参考資料の1ページにあります『現状変更：〇〇』となっているところで、位置は参考資料の7～8ページにありますように、〇〇へ約〇〇mに位置する場所です。

現地を確認したところ、9～10ページのように、切土予定地で一部事前着工しておりました。すぐに届出人等に連絡したところ、事務局からは工事の事前着工をしてはいけないとの説明をたしかに受けていたが、その内容を工事業者へうまく伝達できていなかったために工事業者が事前着工をしてしまったとのことでした。

4/18（金）に始末書書面にて改めて経緯と謝罪の意を確認し、加えて4/21（月）に事務局で原状復旧していることを確認しました。

このことを踏まえ、現地確認5班と事務局で協議した結果、今月の報告案件としたものです。

工事完了後は水稻を作付けする計画ですので、周辺農地や道路への影響は無いと考えます。

以上で報告を終わります。

議 長 事務局から報告がありましたが、これに質問などございますか。

委 員 (なし)

議 長 なければ報告第1号～第3号を終わります。

次に、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による、許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。

本案は、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限に該当する案件がございますので、これに該当しない案件と分割して審議することに、ご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声

議 長 異議なしと認め、分割して審議いたします。

初めに、番号1～4 及び 6～8 について、事務局の説明を求めます。

松ノ木係長

議案第1号について説明いたします。

総会資料の12ページをご覧ください。

番号1、〇〇、田10筆、面積計11,387㎡、

3条貸貸借、貸付人〇〇、借受人〇〇。

申請事由は、貸付人の労働力不足のためです。場所は参考資料の2ページにあります『3条：〇〇・〇〇』となっているところで、〇〇へ約〇〇m向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の11～14ページをご覧ください。

番号2、〇〇、田2筆、面積計2,412㎡、3条貸貸借、貸付人〇〇、借受人〇〇。

申請事由は、借受人による規模拡大のためです。場所は参考資料の1ページにあります『3条：〇〇・〇〇』となっているところで、〇〇へ約〇〇m向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の15～17ページをご覧ください。

番号3、〇〇、田2筆、面積計2,296㎡、3条使用貸借、貸付人〇〇、借受人〇〇。

申請事由は、借受人による規模拡大のためです。場所は参考資料の1ページにあります『3条：〇〇・〇〇』となっているところで、〇〇へ約〇〇m向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の19～21ページをご覧ください。

番号4、〇〇、田3筆、面積計4,111㎡、3条貸貸借、貸付人〇〇、借受人〇〇。

申請事由は、借受人による規模拡大のためです。場所は参考資料の1ページにあります『3条：〇〇・〇〇』となっているところで、〇〇へ約〇〇m向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の23～26ページをご覧ください。

番号6、〇〇、田2筆、面積計3,980㎡、3条貸貸借、貸付人〇〇、借受人〇〇。

申請事由は、貸付人の離農のためです。

場所は参考資料の1ページにあります『3条：〇〇・〇〇』となっているところで、〇〇から〇〇へ約〇〇m向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の31～33ページをご覧ください。

番号7、〇〇、田2筆、畑2筆、面積計37,215㎡、3条使用貸借、貸付人〇〇、借受人〇〇。

申請事由は、借受人による規模拡大のためです。場所は参考資料の1ページにあります『3条：〇〇・〇〇』となっているところで、〇〇へ約〇〇m向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の35～41ページをご覧ください。

15ページをご覧ください。

番号8、〇〇、田1筆、面積5,651㎡、3条使用貸借、貸付人〇〇、借受人〇〇。申請事由は、貸付人の労働力不足のためです。場所は参考資料の1ページにあります『3条：〇〇・〇〇』となっているところで、〇〇へ約〇〇m向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の43～45ページをご覧ください。

また、総会資料の16～19ページに添付しました調査書に記載されているとおり、

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑の前に現地確認報告を10番松本委員にお願いします。

10番松本委員 10番松本です。

4月17日、私、黒沢委員、木村推進委員、高橋推進委員、袖林推進委員の5班5名と事務局で現地を確認してきました。

番号1について報告いたします。

現地を確認したところ参考資料13～14ページのとおり状況であり、貸借後も水稲を作付ける予定であることから問題ないと思われれます。

番号2について報告いたします。

現地を確認したところ参考資料17ページのとおり状況であり、貸借後も水稲を作付ける予定であることから問題ないと思われれます。

番号3について報告いたします。

現地を確認したところ参考資料21ページのとおり状況あり、貸借後は水稲を作付ける予定であり、問題ないと思われれます。

番号4について報告いたします。

現地を確認したところ参考資料25～26ページのとおり状況であり、貸借後も水稲を作付ける予定であることから問題ないと思われれます。

番号6について報告いたします。

現地を確認したところ参考資料33ページのとおり状況であり、貸借後は水稲を作付ける予定であり、問題ないと思われれます。

番号7について報告いたします。

現地を確認したところ参考資料37～38、41ページのとおり状況であり、貸借後も田では水稲を、畑では牧草を作付ける予定であり問題ないと思われれます。

番号8について報告いたします。

現地を確認したところ参考資料45ページのとおり状況であり、貸借後も小麦を作付け、収穫する予定であり問題ないと思われれます。

以上で報告を終わります。

議長 現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。  
質問、ご意見ございませんか。

委員 (なし)

議長 なければ、質疑を終結し、採決に入ります。ただいまの議案について、原案を可とすることに賛成のかたは、挙手願います。

委員 (全員挙手)

議長 全員挙手ですので、議案第1号の番号1～4及び6～8は、原案のとおり決定いたしました。

次に、番号5を審議いたします。

本案は、滝澤推進委員が議事参与の制限に該当しますので、本案の審議が終了するまで退席願います。

(滝澤推進委員 退席)

それでは、事務局の説明を求めます。

松ノ木係長 総会資料14ページをご覧ください。

番号5、〇〇、田3筆、面積計8,386㎡、3条賃貸借、貸付人〇〇、借受人〇〇。

申請事由は、貸付人の労働力不足のためです。場所は参考資料の1ページにあります『3条：〇〇・〇〇』となっているところで、〇〇へ約〇〇m向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の27～30ページをご覧ください。

また、総会資料の18ページに添付しました調査書に記載されているとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑の前に、現地確認報告を10番松本委員にお願いいたします。

10番 松本委員 番号5について報告いたします。

現地を確認したところ参考資料29～30ページのとおり状況であり、貸借後は水稻を作付ける予定であり問題ないと思われれます。

以上で報告を終わります。

議長 現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。

質問、ご意見ございませんか。

委員 (なし)

議長 なければ、質疑を終結し、採決に入ります。

ただいまの議案について、原案を可とすることに賛成のかたは挙手願います。

委員 (全員挙手)

議長

全員挙手ですので、議案第1号の番号5は、原案のとおり決定いたしました。

(滝澤推進委員 着席)

次に、議案第2号、農用地利用集積等促進計画の案に対する意見決定についてを議題といたします。

本案は、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限に該当する案件がございますので、これに該当しない案件と分割して審議することに、ご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声

議長

異議なしと認め、分割して審議いたします。

初めに、一括方式 番号1～12、21～35、並びに再配分 番号1～5 について、事務局の説明を求めます。

松ノ木係長

議案第2号について説明いたします。

総会資料の20ページから46ページをご覧ください。

本案は、農地中間管理事業に係る農用地利用集積促進計画の案であり、農地中間管理機構として中間管理権を保有する公益社団法人岩手県農業公社が、担い手へ利用権の設定を行うものです。

始めに、一括方式の内容について説明いたします。

こちらは、公益社団法人岩手県農業公社が出し手の農家から貸貸借権等の設定を受けて中間管理権を取得すると同時に、受け手である担い手に対し転貸による利用権設定を一括で行うものです。

番号1、〇〇、田14筆、面積計22,969㎡、新規、貸付人〇〇、借受人〇〇、期間10年。

番号2、〇〇、田17筆、畑9筆、面積計59,899㎡、新規、貸付人〇〇、借受人〇〇、期間10年。

番号3、〇〇、田2筆、面積計4,638㎡、新規、貸付人〇〇、借受人〇〇、期間10年。

番号4、〇〇、田2筆、面積計4,467㎡、新規、貸付人〇〇、借受人〇〇、期間10年。

番号5、〇〇、田2筆、面積計3,641㎡、新規、貸付人〇〇、借受人〇〇、期間10年。

番号6、〇〇、田8筆、面積計20,499㎡、新規、貸付人〇〇、借受人〇〇、期間10年。

番号7、〇〇、田4筆、面積計6,297㎡、新規、貸付人〇〇、借受人〇〇、期間10年。

番号8、〇〇、田6筆、面積計11,010㎡、新規、貸付人〇〇、借受人〇〇、期間10年。

番号9、〇〇、田6筆、面積計15,656㎡、新規、貸付人〇〇、借受人〇〇、期間10年。

番号10、〇〇、田14筆、面積計24,359㎡、新規、貸付人〇〇、借受人〇〇、期間10年。

番号11、〇〇、田2筆、面積計2,062㎡、新規、貸付人〇〇、借受人〇〇、期間10年。

番号12、〇〇、田2筆、面積計4,240㎡、新規、貸付人〇〇、借受人〇〇、期間10年。

35ページをご覧ください。

番号21、〇〇、田2筆、面積計11,725㎡、新規、貸付人〇〇、借受人〇〇、期間10年。

番号22、〇〇、田3筆、面積計8,552㎡、新規、貸付人〇〇、借受人〇〇、期間10年。

番号23、〇〇、田3筆、面積計7,646㎡、新規、貸付人〇〇、借受人〇〇、期間10年。

番号24、〇〇、田8筆、面積計23,806㎡、新規、貸付人〇〇、借受人〇〇、期間10年。

番号25、〇〇、田12筆、面積計22,835㎡、新規、貸付人〇〇、借受人〇〇、期間10年。

番号26、〇〇、田1筆、面積3,357㎡、新規、貸付人〇〇、借受人〇〇、期間10年。

番号27、〇〇、田7筆、面積17,082㎡、新規、貸付人〇〇、借受人〇〇、期間10年。

番号28、〇〇、田2筆、面積計3,207㎡、新規、貸付人〇〇、借受人〇〇、期間10年。

番号29、〇〇、田2筆、面積計4,291㎡、新規、貸付人〇〇、借受人〇〇、期間10年。

番号30、〇〇、田2筆、面積計1,893㎡、新規、貸付人〇〇、借受人〇〇、期間10年。

番号31、〇〇、田1筆、面積897㎡、新規、貸付人〇〇、借受人〇〇、期間10年。

番号32、〇〇、田8筆、面積計17,010㎡、新規、貸付人〇〇、借受人〇〇、期間10年。

番号33、〇〇、田4筆、面積計5,701㎡、新規、貸付人〇〇、借受人〇〇、期間10年。

番号34、〇〇、田5筆、面積計8,992㎡、新規、貸付人〇〇、借受人〇〇、期間10年。

番号35、〇〇、田1筆、畑1筆、面積計16,206㎡、新規、貸付人〇〇、借受人〇〇、期間10年。

44ページをご覧ください。次に、再配分の内容について説明いたします。

本案は、農地中間管理機構として中間管理権を保有する公益社団法人岩手県農業

公社が、担い手へ利用権の移転を行うものです。

番号1 田 10筆 面積計 34,317 m<sup>2</sup>、借受人 ○○  
番号2 田 5筆 面積計 11,924 m<sup>2</sup>、借受人 ○○  
番号3 田 4筆 面積計 7,890 m<sup>2</sup>、借受人 ○○  
番号4 田 1筆 面積 2,975 m<sup>2</sup>、借受人 ○○  
番号5 田 7筆 面積計 22,613 m<sup>2</sup>、借受人 ○○

本案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑の前に現地確認報告を、階推進委員にお願いします。

これより質疑に入ります。質問、ご意見ございませんか。はい、川口委員。

8番 川口委員 8番川口です。質問ではありませんが、この農地中間管理機構を通すと、貸したほう、借りるほうはどうかわかりませんが、貸したほうに対して助成金ありますよね。

太田局長 農地利用集積協力金というものがあつたと思います。地域計画に位置づけられて一定の要件を満たしていれば離農という形での協力金をもらえるものがあつたと思います。

8番 川口委員 機構を通すと、いわゆる全農地を通すのが条件となりますか。

太田局長 はい、離農ということになりますので。すべての農地ということになります。

8番 川口委員 それに対して、貸した人に対しては、助成金はなしですか。

太田局長 はい、ただ自家野菜を作っているところの農地までかということでは確認が不十分なところで明確な回答はできませんが、いずれ全農地を手放すということで離農という扱いになるといった条件のもとでの利用集積での補助金だつたと思います。

8番 川口委員 今の案件を見れば、相手がすべて決まっていますよね。貸す人、借りる人も。

太田局長 理屈的には協力金となりますと、地域計画上に盛り込まれてくるといふところだつたと思います。

8番 川口委員 すべて貸していて離農となればいくらの助成金があるのかなと思ひまして聞きました。

太田局長 　　ただ、先ほど言った人が決まっているというのは農地の、ここやるという意味ではなく、一覧リストです。それこそ座談会の時に川口委員もおいでくださったのですが、その時に名前がのっている人と相手であればというような条件だったと思いました。

8 番川口委員 　　これは期間は 10 年とかですよ。

太田局長 　　はい。

8 番川口委員 　　その後は、例えば 10 年経ちました。また同じ人から別の人に？

太田局長 　　中間管理というところになりますので農業公社のほうが調整役となって次の借り手のほうが決まってくるというようなストーリーになってくると思います。

8 番川口委員 　　はい、わかりました。

議 長 　　よろしいでしょうか。他にはございませんか。

委 員 　　（なし）

議 長 　　なければ、これで質疑を終結し採決に入ります。ただいまの議案について原案を可とすることに賛成のかたは、挙手願います。

委 員 　　（全員挙手）

議 長 　　全員挙手ですので、議案第 2 号の 一括方式 番号 1～12、21～35 並びに再配分番号 1 から 5 は、原案のとおり決定いたしました。

次に、一括方式 番号 13 から 20 を審議いたします。

本案は、下川原推進委員 が議事参与の制限に該当しますので、本案の審議が終結するまで退席願います。

（下川原推進委員 退席）

それでは、事務局の説明を求めます。

松ノ木係長 　　29 ページをご覧ください。

番号 13、〇〇、田 15 筆、面積計 26,366 m<sup>2</sup>、新規、貸付人 〇〇、借受人 〇〇、期間 10 年。

番号 14、〇〇、田 6 筆、面積計 9,999 m<sup>2</sup>、新規、貸付人 〇〇、借受人 〇〇、期間 10 年。

番号 15、〇〇、田 19 筆、面積計 33,066 m<sup>2</sup>、新規、貸付人 〇〇、借受人 〇〇、

期間 10 年。

番号 16、〇〇、田 7 筆、面積 13,802 m<sup>2</sup>、新規、貸付人 〇〇、借受人 〇〇、  
期間 10 年。

番号 17、〇〇、田 2 筆、面積計 4,538 m<sup>2</sup>、新規、貸付人 〇〇、借受人 〇〇、  
期間 10 年。

番号 18、〇〇、田 6 筆、面積計 9,333 m<sup>2</sup>、新規、貸付人 〇〇、借受人 〇〇、  
期間 10 年。

番号 19、〇〇、田 1 筆、面積 3,197 m<sup>2</sup>、新規、貸付人 〇〇、借受人 〇〇、  
期間 10 年。

番号 20、〇〇、田 7 筆、面積計 10,955 m<sup>2</sup>、新規、貸付人 〇〇、借受人 〇〇、  
期間 5 年。

以上で説明を終わります。

議 長

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質問、ご意見ございませんか。

委 員

(なし)

議 長

なければ、質疑を終結し、採決に入ります。

ただいまの議案について、原案を可とすることに賛成のかたは挙手願います。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員挙手ですので、議案第 2 号の 一括方式 番号 13～20 は、原案のとおり決定  
いたしました。

(下川原 推進委員 着席)

次に、議案第 3 号、農地法の適用外証明願に対する可否決定についてを議題と  
いたします。

事務局の説明を求めます。

松ノ木係長

議案第 3 号について説明いたします。総会資料の 47 ページをご覧ください。

番号 1 〇〇、畑 1 筆、面積 356 m<sup>2</sup>、所有者 〇〇。

非農地の事由は、前所有者である父の代から用途未定の土地として存在してい  
て、平成 6 年の住宅建築時、残土置場として使用して現在に至ったためです。

場所は、参考資料の 1 ページにあります『適用外：〇〇』となっているところで  
詳細な位置などは 47～49 ページをご覧ください。

以上、説明いたしました案件にかかる現地確認書を総会資料 48 ページに添えて  
おりますが、非農地となってから 20 年以上経過しており、農地に復旧することが  
困難であることから、非農地として証明することはいたしかたないと考えます。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑の前に、現地確認報告を 11 番 黒沢委員 にお問い合わせいたします。

11 番 黒沢委員 黒沢です。  
番号 1 について、報告いたします。  
現地を確認したところ参考資料の 49 ページの写真のとおり雑種地となっております。  
現在の状況となってから 20 年以上が経過していることから、適用外も止むを得ないと判断されます。  
以上で報告を終わります。

議 長 現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。  
質問、ご意見ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 なければ、質疑を終結し、採決に入ります。  
ただいまの議案について、原案を可とすることに賛成のかたは挙手願います。

委 員 (全員挙手)

議 長 全員挙手ですので、議案第 3 号は、原案のとおり決定いたしました。  
以上で議事は全て終了しましたので、これをもちまして本日の総会を閉会とします。大変お疲れ様でした。

閉会時刻 午後 2 時 55 分

以上が令和 7 年 4 月 22 日、雫石町役場大会議室において開催された、雫石町農業委員会総会の審議経過及び結果に相違ないことを証にするためここに署名する。

令和 7 年 4 月 22 日 開催

議 長 会 長

議事録署名人 6 番

8 番

---

---